

様式4号

## 契約変更の内容

事務所名：福島地方環境事務所

工 事 名	令和6年度中間貯蔵大熊双葉地区解体廃棄物処分工事（第4回変更）
契約変更年月日	令和8年3月16日
工事種別	建築工事
工事場所	福島県双葉郡大熊町及び双葉町地内
契約業者名	株式会社丸東
契約業者の住所	福島県双葉郡富岡町大字上郡山字関名古144-6
工期（自）	令和6年7月5日
工期（至）	令和8年3月23日
工事概要	(1) 解体廃棄物運搬処分 1) 積込工 2) 運搬工 3) 処分
契約金額	金694,100,000円（消費税込）
変更後の契約金額	金726,000,000円（消費税込）
変更理由	各工種の精査により、数量が変更となったことから、設計変更をするもの。

様式4号

## 契約変更の内容

事務所名：福島地方環境事務所

工 事 名	令和6年度中間貯蔵大熊双葉地区解体廃棄物処分工事（第3回変更）
契約変更年月日	令和8年1月13日
工事種別	建築工事
工事場所	福島県双葉郡大熊町及び双葉町地内
契約業者名	株式会社丸東
契約業者の住所	福島県双葉郡富岡町大字上郡山字関名古144-6
工期（自）	令和6年7月5日
工期（至）	令和8年3月23日
工事概要	(1) 解体廃棄物運搬処分 1) 積込工 2) 運搬工 3) 処分
契約金額	金506,330,000円（消費税込）
変更後の契約金額	金694,100,000円（消費税込）
変更理由	各工種の精査により、数量を変更するもの。また、廃棄物処分の数量増により工期を令和8年1月15日から令和8年3月23日まで延長するもの。

様式4号

## 契約変更の内容

事務所名：福島地方環境事務所

工 事 名	令和6年度中間貯蔵大熊双葉地区解体廃棄物処分工事（第2回変更）
契約変更年月日	令和7年5月28日
工事種別	建築工事
工事場所	福島県双葉郡大熊町及び双葉町地内
契約業者名	株式会社丸東
契約業者の住所	福島県双葉郡富岡町大字上郡山字関名古144-6
工期（自）	令和6年7月5日
工期（至）	令和8年1月15日
工事概要	(1) 解体廃棄物運搬処分 1) 積込工 2) 運搬工 3) 処分
契約金額	金255,200,000円（消費税込）
変更後の契約金額	金506,330,000円（消費税込）
変更理由	各種別の数量及び単価が変更となったことから設計変更するもの。 廃棄物処分場の変更及び新たに追加する廃棄物処分により工期延長するもの。

様式4号

## 契約変更の内容

事務所名：福島地方環境事務所

工 事 名	令和6年度中間貯蔵大熊双葉地区解体廃棄物処分工事（第1回変更）
契約変更年月日	令和7年2月21日
工事種別	建築工事
工事場所	福島県双葉郡大熊町及び双葉町地内
契約業者名	株式会社丸東
契約業者の住所	福島県双葉郡富岡町大字上郡山字関名古144-6
工期（自）	令和6年7月5日
工期（至）	令和7年5月30日
工事概要	(1) 解体廃棄物運搬処分 1) 積込工 2) 運搬工 3) 処分
契約金額	金255,200,000円（消費税込）
変更後の契約金額	金255,200,000円（消費税込）
変更理由	一部一時中止に伴う工期延長のため。

様式3号

## 契約の内容

事務所名 福島地方環境事務所

工 事 名	令和6年度中間貯蔵大熊双葉地区解体廃棄物処分工事
契 約 年 月 日	令和6年7月4日
契 約 方 法	随意契約
工 事 場 所	福島県双葉郡大熊町及び双葉町地内
工 事 種 別	建築工事
契 約 業 者 名	株式会社丸東
契 約 業 者 の 住 所	福島県双葉郡富岡町大字上郡山字関名古144-6
工 期 ( 自 )	令和6年7月5日
工 期 ( 至 )	令和7年2月28日
工 事 概 要	(1) 解体廃棄物運搬処分 1) 積込工 2) 運搬工 3) 処分
契 約 金 額	金255,200,000円(消費税込)
予 定 価 格	金255,200,000円(消費税込)

## 随意契約理由書

施設名：福島地方環境事務所

工 事 名	令和 6 年度中間貯蔵大熊双葉地区解体廃棄物処分工事
契約業者名	株式会社丸東
随意契約理由	<p>本工事は、「令和 2 年度中間貯蔵施設区域内家屋等解体工事(その 1)」(以下「令和 2 年度解体工事(その 1)」という。)に伴って発生した廃棄物の処理等を目的とするものである。</p> <p>「令和 2 年度解体工事(その 1)」では、建物の解体を行うとともに、発生した廃棄物の処理を進めたが、放射性物質による汚染に起因して処理委託先が見付からない、又は処理可能量が極めて限定的であることから迅速な処理が困難な廃棄物については中間貯蔵施設区域内に残置した状態で一旦工期を終了した。</p> <p>その後、「令和 5 年度中間貯蔵双葉大熊工区解体廃棄物処分工事(その 1)」において、廃棄物の処理を進めたが、廃棄物処分場の処理能力による数量の制限等により全数量の処分を行うことができなかったため、未処理の廃棄物を本工事により処分するものである。</p> <p>工事に伴って発生した廃棄物は、廃棄物処理法に基づき、工事の受注者が排出事業者となり、適正に処理する責任を負うことになる。このため、「令和 2 年度解体工事(その 1)」で発生した廃棄物の処理は、受注者である株式会社丸東以外の者が行うことができない。</p> <p>以上のことから、会計法第 29 条の 3 第 4 項、予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号の規定に基づき、競争に付すことなく、株式会社丸東と随意契約を締結するものである。</p>